

会議結果報告書

令和6年3月15日

1 会議日時	令和6年2月19日
2 場 所	議員全員協議会室
3 件 名	西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、長寿介護課長、政策推進課関係職員
5 会議結果	案のとおり決定する 一部修正の上、決定する 継続して検討する 案を否決する 報告を了承する
6 会議内容	<ul style="list-style-type: none">・基金残高はどの程度あるか 2月7日時点で401,642,594円、運営上2億円あれば足りると考える。介護保険料を100円下げると5千万円の投入が必要となる。・デイサービス利用者は増加傾向にあるのか。 コロナ禍による利用控えが続いていたが、現在は回復傾向にある。通所系は利用が増加しているが、料金が高いため、今後は訪問系へシフトしていくと考える。・計画書の中に、ヤングケアラーに関する記載があるが、どのような状況か。 市内においての情報はないが、国の方針であるため、計画に盛り込んでいる。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

重要計画付議(報告)書

令和6年2月5日

部課名(福祉事務所長寿介護課)

1 件名	西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
2 計画の概要	<p>西予市の高齢者福祉施策と介護保険事業を含めた高齢者に対する福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく老人福祉計画(高齢者福祉計画)と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定するもの。</p> <p>この度策定する第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年を計画期間とし、計画期間中に見込む施設及び居住系サービスの整備量、介護サービスの種類ごとの量の見込み、必要な介護保険料を定めている。</p>
3 関係法令等	老人福祉法・介護保険法
4 関係課	健康づくり推進課・医療対策室・まちづくり推進課・総務課 人権啓発課・建設課・福祉課・経済振興課・危機管理課
5 その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

西予市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 策定について

長寿介護課

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の位置づけ

- 本計画は、西予市の高齢者福祉施策と介護保険事業を含めた高齢者に対する福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するもの。
- 同計画は3カ年を計画期間とし、第8期計画は令和3年度から令和5年度、**第9期計画は令和6年度から令和8年度が計画期間となる。**
- 計画には、**計画期間中に見込む施設及び居住系サービスの整備量、介護サービスの種類ごとの量の見込み、必要な介護保険料を定める必要あり。**

老人福祉法第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

一部抜粋

- 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において**確保すべき老人福祉事業の量の目標を定める**ものとする。
- 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項
 - 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項
- 市町村は、第二項の目標を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。**

介護保険法第117条第1項

市町村は、**基本指針**に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

一部抜粋

- 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み**
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み**
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項**
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項**
- 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策 ほか
- 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。**

第9期計画策定委員会

- 計画策定に当たっては、有識者、介護サービス事業者関係者等から成る策定委員会において検討を行った。
- 今後、パブリックコメントを実施予定。

(1) 策定委員一覧

番号	区分	所属等	職名	氏名	旧野 区分
1	学識経験者	西予市議会厚生常任委員会	委員長	加藤 美香	-
2		西予市議会厚生常任委員会	副委員長	井関 陽一	-
3	保健医療関係者	西予市医師会	会長	織田 英昭	-
4		愛媛県歯科医師会東宇和支部	会長	菊池 繁光	-
5		認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チーム	岡 浩	-
6		西予市民生児童委員協議会	会長	正司 弘	-
7	福祉関係者	西予市社会福祉協議会	会長	宗 正弘	-
8		西予総合福祉会	理事長	清家 浩之	-
9		西予市野城総合福祉協会	業務執行理事	山岡 三枝	-
10	住民代表 (第1号被保険者)	西予市老人クラブ連合会	会長	三瀬 光一	野村
11		西予市連合婦人会	福祉部長	山本 綾子	宇和
12		西予市介護相談員		福原 久美	城川
13		西予市介護相談員		濱木 君代	明浜
14	西予市介護相談員		池本 廣美	三瓶	
15	居宅サービス事業者	訪問看護ステーション東宇和	所長	田中 奈津子	-
16	介護支援専門員	主任介護支援専門員		川中 小由里	-
17	地域密着型サービス事業者	グループホーム竹の園 グループホームかくや姫	事務長	和氣 利雄	-
18	地域包括支援センター	西予市地域包括支援センター	センター長	川崎 久味	-
19	施設サービス事業者	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	事務長	亀岡 敏志	-
20	行政関係者	西予市福祉事務所	所長	一井 健二	-

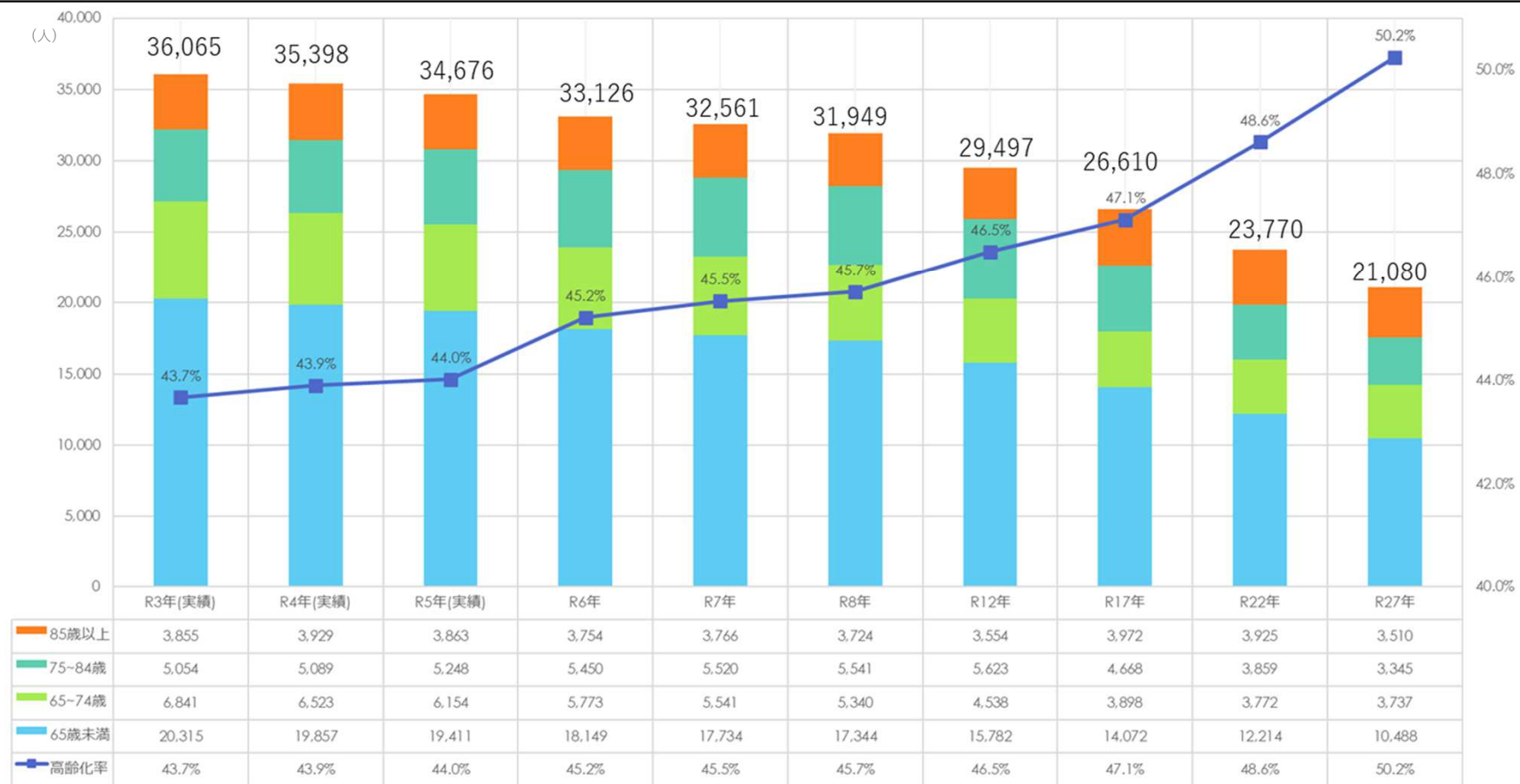
※ 敬称略・順不同

(2) 策定委員会スケジュール

回	開催日	議 題
第1回	令和5年11月15日	委員長及び副委員長の選出 介護保険事業計画等の策定 計画の策定スケジュール 本市の現状（高齢者を取り巻く現状） 計画策定のために実施した調査結果の要旨 第8期の実績
第2回	令和6年1月11日	介護保険事業計画の進捗状況 日常生活圏域の設定 施設・居住系サービスの見込み 地域密着型サービスの見込み 第9期の介護サービス見込量等 第9期の第1号被保険者の介護保険料 第8期介護保険事業計画期間における保険料段階の設定 西予市介護給付適正化計画について
第3回	令和6年1月29日	第9期計画の構成 パブリックコメントの実施
第4回	令和6年2月下旬 (予定)	第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）

西予市の人口推移及び推計

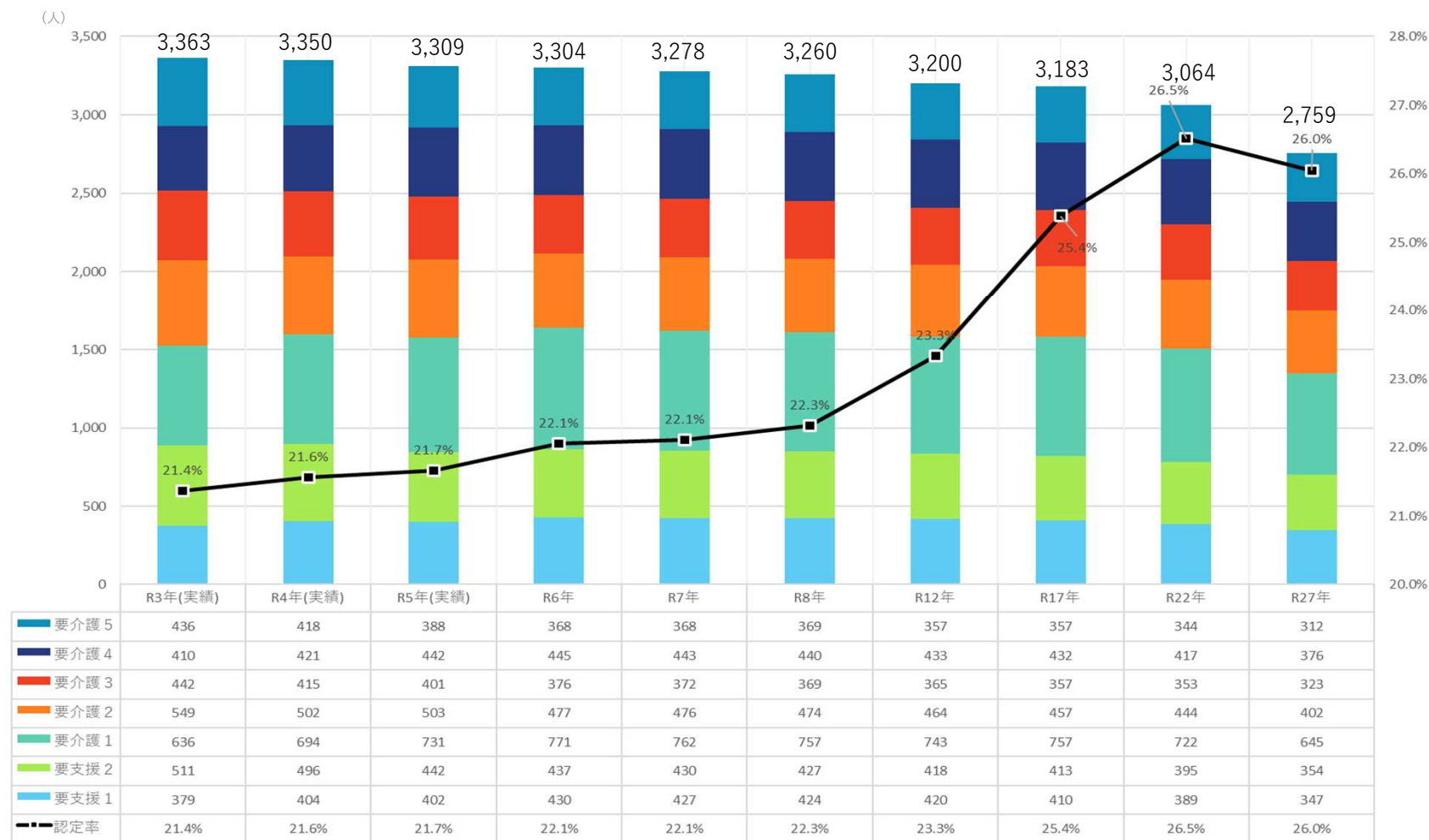
- 西予市の高齢者人口は、平成28年をピークに減少傾向に転じているが、要介護認定率が高くなる傾向にある後期高齢者のうち75歳以上85歳未満の人口は令和12年頃まで増加。また、高齢者人口に占める後期高齢者の比率は、60.29%(R5)から64.72%(R27)へと年々上昇が続く見込み。
- 高齢化率は年々上昇を続け、令和27年には高齢化率が50%を超過する見込み。



出典：R3年からR5年は住民基本台帳（各年10月1日時点）、R6年以降は厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」から推計したもの

西予市の要介護認定者数・認定率の推移及び推計

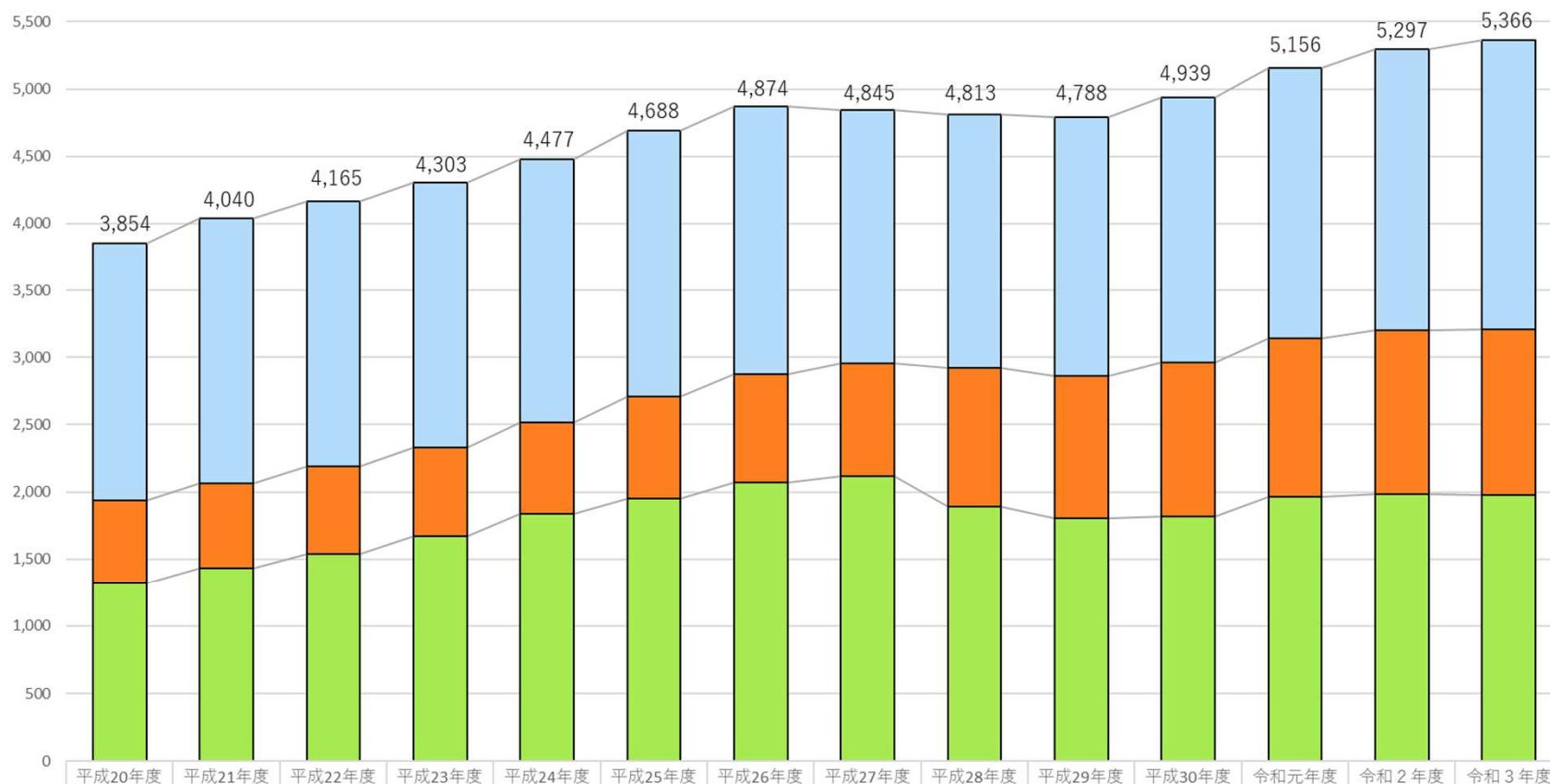
- 高齢者人口の減少によって要介護認定者数は年々減少していく見込み。
- 一方、後期高齢者の比率が増加していくことによって、認定率は増加していく見込み。



介護予防・介護給付費（年間）の推移

- 令和3年度の介護給付費等は約54億と過去最高額となっており、平成20年度と比較すると約1.4倍に上昇。
- 一方で、今後は高齢者人口の減少が進んでいくことから将来的に介護給付費等は減少に転じていくと見込まれる。

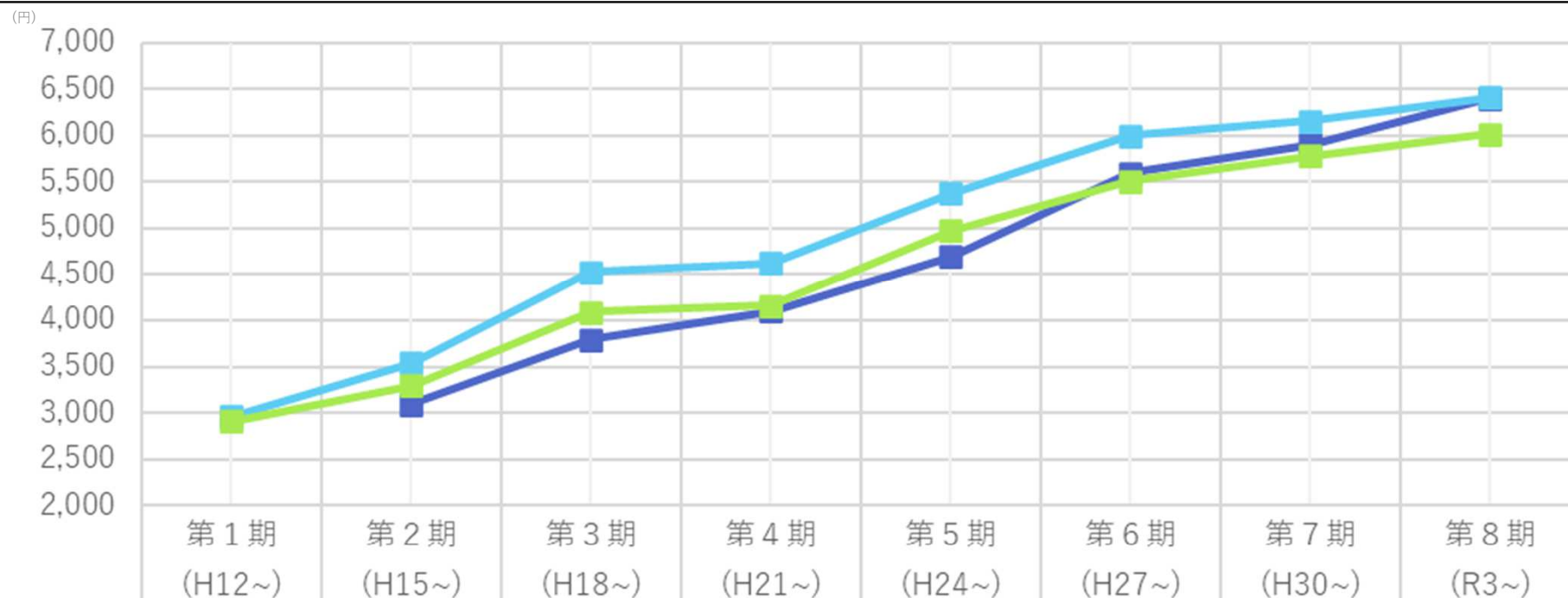
(百万円)



施設サービス	1,914	1,976	1,974	1,973	1,959	1,977	1,999	1,889	1,889	1,928	1,975	2,012	2,099	2,157
地域密着型(介護予防)サービス	623	632	651	658	681	762	803	840	1,031	1,059	1,149	1,178	1,214	1,233
居宅(介護予防)サービス	1,317	1,432	1,540	1,672	1,837	1,949	2,072	2,116	1,893	1,801	1,815	1,966	1,984	1,976

西予市における介護保険料(標準月額)の推移

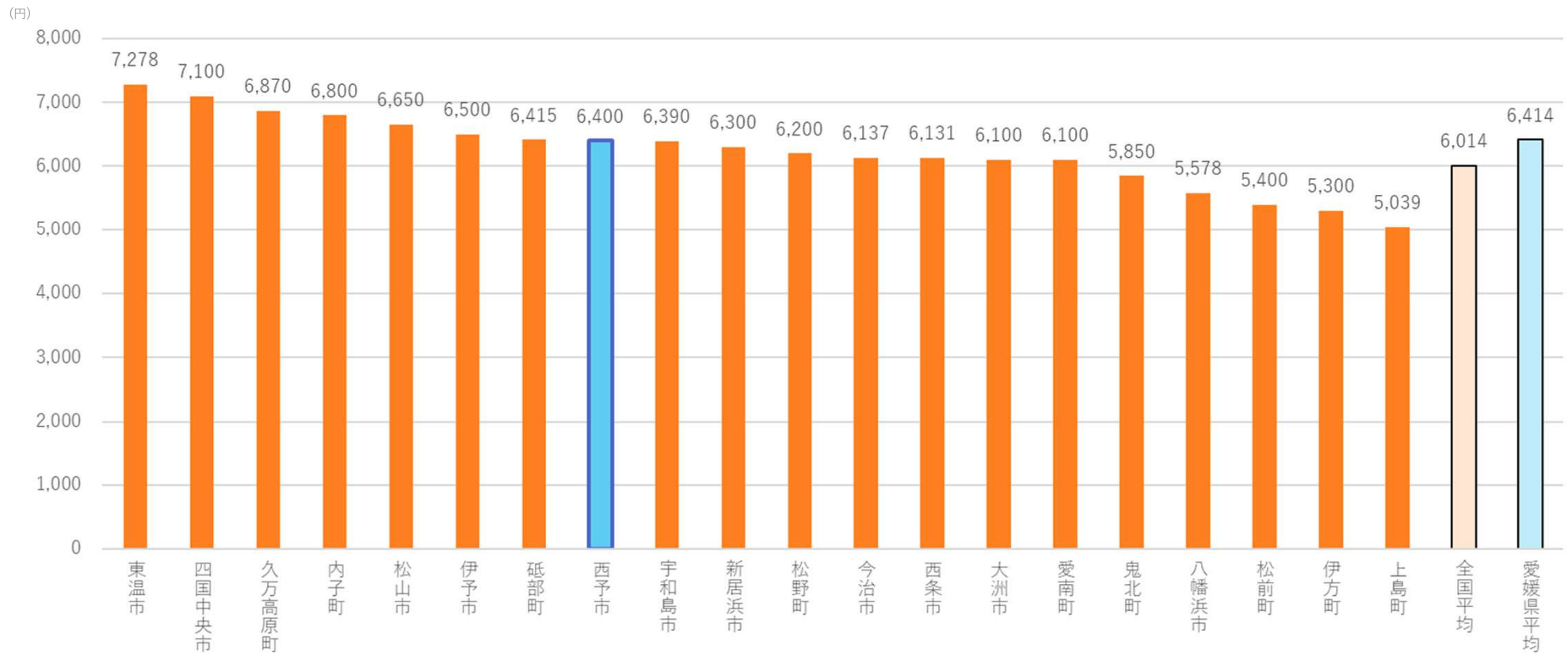
- 制度開始以降、全国的に介護保険料の増加が続いており、西予市においても高齢者数の増加によって介護保険料が合併後の第2期から2倍以上に上昇している状況。
- 第8期は第7期から標準月額が+500円増額となったため、第1号被保険者1人当たり年額6,000円の負担増。



■ 西予市		3,100	3,800	4,100	4,700	5,600	5,900	6,400
■ 愛媛県平均	2,962	3,546	4,526	4,626	5,379	5,999	6,159	6,414
■ 全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,784	6,014

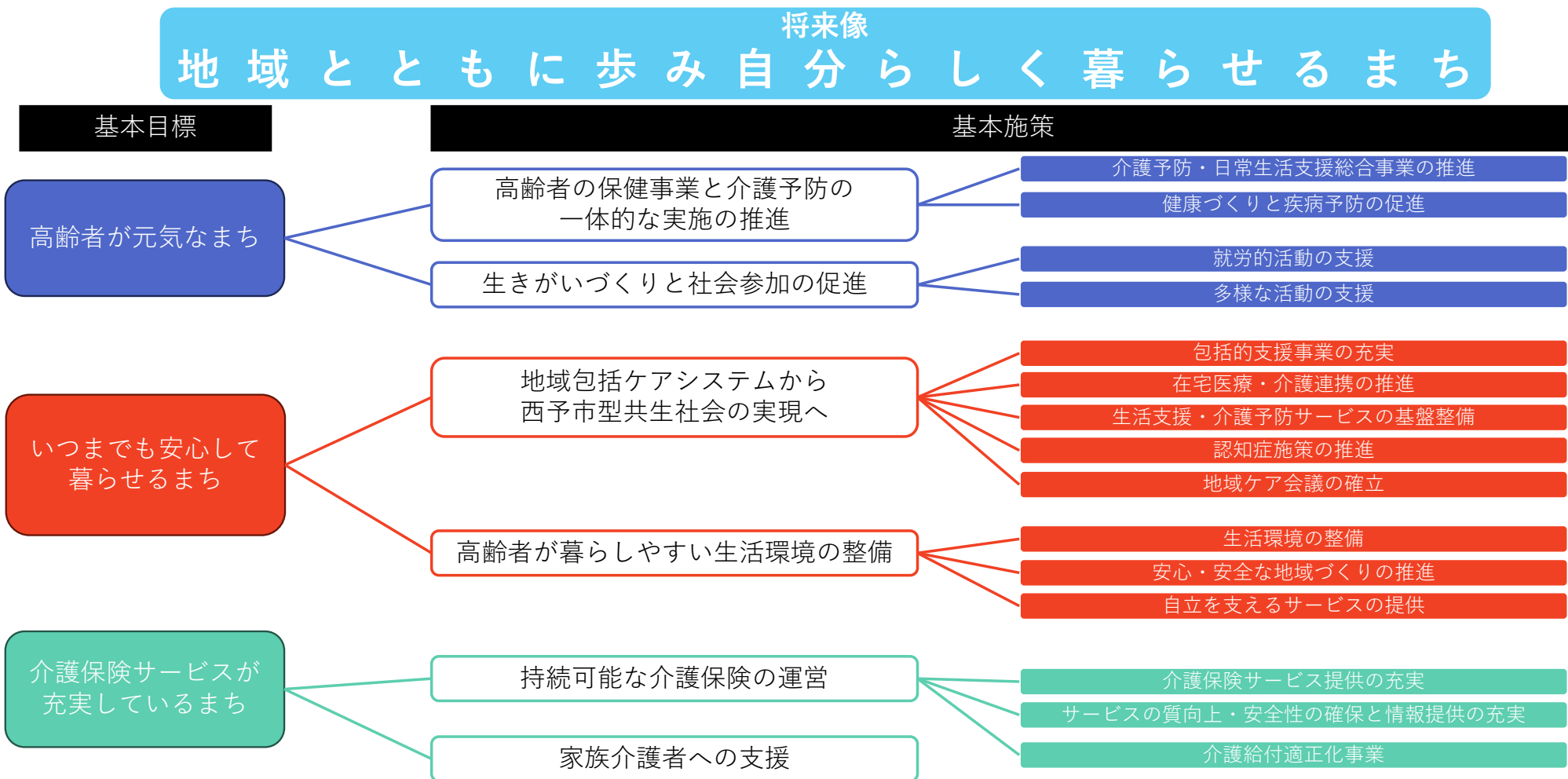
第8期介護保険事業計画期における県内の介護保険料比較

- 第8期計画期間中（R3～R5）の愛媛県内の平均介護保険料は6,414円、全国平均は6,014円。
- 県内保険者で最高値は東温市の7,278円、最低値は上島町の5,039円。西予市の6,400円は8番目に高い保険料となっている。



第9期計画における将来像及び体系図（案）

- 第6期から継承してきた将来像を一新し、新たな将来像を設定。国指針を踏まえて認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組みを実施するほか、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進、高齢者虐待防止の一層の推進、介護人材の確保・業務効率化を図るための事業内容を充実化。
- 計画の実効性を高め、着実な事業展開を行うために、基本目標に対して成果指標を、各施策に対して活動指標を設定。



国指針を受け充実化した事業

No.	事業名	事業概要	活動指標
1	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等が市民の通いの場に関わることで、介護予防に資する取り組みを推進します。また、地域ケア個別会議等に定期的に出席し、自立支援に向けた指導、助言等を行うことで、介護予防ケアマネジメント力の向上を支援します。	通いの場へのリハ職の支援 / 40回、延400人
2	権利擁護のための援助	高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への入所措置、高齢者虐待等の困難事例への対応を行います。また、高齢者虐待防止に関する広報や関係機関への研修を行うなど、高齢者虐待防止の推進に努めます。	権利擁護に関する研修会の開催件数 / 年6回
3	介護教室・相談	認知症高齢者家族介護教室を継続して行います。総合相談等を活用し、家族介護者の相談に応じます。 また、ヤングケアラー等の相談があった場合には、学校や児童福祉部門等の関係機関と連携し、適切に支援していきます。	認知症高齢者家族介護教室の開催件数 / 年10回
4	介護人材の確保・業務効率化	事業所の介護人材確保を支援するとともに、業務効率化の支援を行い、人材定着を促進します。 業務効率化の一環としては、介護事業所の負担の大きいケアプランの実績交換等をクラウド上で実施可能なケアプランデータ連携システムの導入検討を進めます。 また、将来的な介護人材の確保を見据え、子どもたちに介護の仕事の魅力を伝えるため、市内中学校等に対して介護サービスに関する福祉教育を実施するほか、本市と雇用促進等に関する協定を締結した株式会社リクルートと連携し、求人募集情報等の発信力を強化するための採用ホームページの作成支援や採用力向上セミナーを実施します。	採用力向上セミナーの実施件数 / 1件

第9期計画における介護保険料の算出

(1) 介護保険事業費

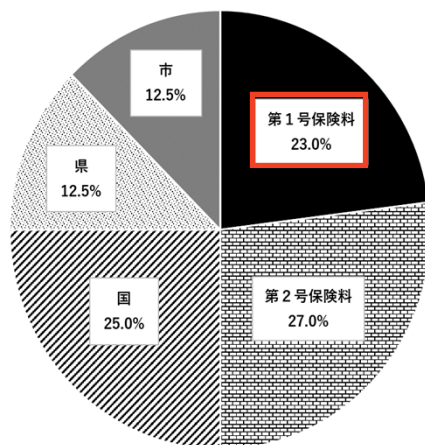
- 令和6年度国予算案では、令和6年度介護報酬改定率は+1.59%とされたところ。このうち、介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行となることから、+1.54%を第9計画期間中の給付費見込みに反映。
- 令和7年度から養護老人ホーム三楽園の特定施設入居者生活介護への移行、複合型サービスである看護小規模多機能型居宅介護の新規指定を見込む。

単位：千円

	第8期				第9期（見込み）			合計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 <small>※当初予算</small>	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費	5,740,430	5,617,087	5,708,291	17,065,808	5,642,542	5,734,724	5,717,446	17,094,712	・・・①
地域支援事業費	234,067	231,152	260,313	725,532	263,485	265,492	255,604	784,581	・・・②
介護保険事業費 計	5,974,497	5,848,239	5,968,604	17,791,340	5,906,027	6,000,216	5,973,050	17,879,293	・・・③

(2) 第9期における介護保険料

	月 額	年 額
保険料の基準額 (第5段階)	6,400円	76,800円



(内訳)

単位：円

項 目	金額等	
第1号被保険者負担相当額	③ = (① + ②) × 23%	4,112,237,291
調整交付金相当額	④	878,614,179
調整交付金見込額	⑤	1,850,217,000
保険者機能強化推進交付金見込額	⑥	45,342,000
準備基金取崩額	⑦	47,000,000
保険料収納必要額	⑧ = ③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦	3,048,292,470
予定保険料収納率	⑨	99.5%
第1号被保険者数（所得段階介入割合補正後）（人）	⑩	39,909
保険料（年額）	⑪ = ⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩	76,765
保険料基準額（月額）	⑫ = 12カ月	6,397

第9期計画における所得段階別の介護保険料（案）

- 第10段階から第13段階を新設、第1段階から第3段階の負担割合を引下げ（年額約1千円の減額）。
- 介護保険料変更の影響を受ける方は、第1段階から第3段階（約49%）、第10段階から第13段階（約1.5%）。

所得段階	対象者	負担割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.30	23,100円
	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.50	38,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	0.70	53,800円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯では課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.90	69,200円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯では課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える方	1.00 （基準額）	76,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	92,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	99,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	115,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	130,600円



所得段階	対象者	負担割合	保険料（年額）	差額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.285	21,900円	-1,200円
	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.485	37,300円	-1,100円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	0.685	52,700円	-1,100円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯では課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.90	69,200円	変更なし
第5段階	本人が市民税非課税（世帯では課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える方	1.00 （基準額）	76,800円	変更なし
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	92,200円	変更なし
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	99,900円	変更なし
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	115,200円	変更なし
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	130,600円	変更なし
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	146,000円	15,400円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	161,300円	30,700円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	176,700円	46,100円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	184,400円	53,800円

多段階化による新設